

委託業務特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部」とあるのは「徳島県県土整備部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【発注者指定型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(オンライン電子納品)

第10条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【発注者指定型】）

第12条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

業務内容および実施条件は下記のとおりである。

■1. 業務目的

本業務は、正木ダムに設置された既存基礎排水孔のうち、孔内に多量の固着物（エフロ等）が蓄積し、孔内閉塞が認められる孔を対象として、機械ボーリング等の手法により固着物除去を実施するとともに、その除去効果および施工上の課題を確認することを目的とする。

本業務では、複数存在する閉塞孔の中から3孔を対象孔として選定し、今後の基礎排水孔維持管理方策の検討に資する基礎資料を得るものとする。

■2. 業務内容

本業務の内容は、以下に示す各作業から構成される。

- (1) 計画準備
- (2) 現地踏査
- (3) 実施計画立案
- (4) 機械ボーリングによる固着物除去
- (5) 孔内カメラ監視
- (6) 基礎排水孔高圧洗浄
- (7) 孔内カメラ調査
- (8) 維持管理方策検討
- (9) 報告書作成
- (10) 電子成果品作成
- (11) 打合せ

■3. 各業務の実施内容および留意点

(1) 計画準備

業務を実施するにあたり、業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

(2) 計画現地踏査

適切な搬入・仮設方法の選定や安全管理上の問題点確認など、作業計画立案のため、ダム監査廊内の現況確認を行うものとする。

(3) 実施計画立案

現場作業（機械ボーリング、基礎排水孔調査）を実施するにあたり、現地踏査結果を踏まえて適切な実施計画を立案し、発注者の承諾を得るものとする。

(4) 機械ボーリング

- ・ 機械ボーリングは、既存基礎排水孔内に蓄積した固着物の除去を目的として実施する。除去の程度は、孔を閉塞するほど蓄積した固着物を除去し閉塞状態を解消するとともに、孔壁に付着した固着物を削剥し、その量を低減させることを目安とする。
- ・ 対象孔は、基礎排水孔 6-1、6-2、および 8-6 の 3 孔とする。
- ・ 既存孔壁を損傷しないよう掘進速度を制限するものとし、削孔区分は「軟岩」相当とする。
- ・ 削孔長は設計孔延長を上限とするが、削孔時に実施する孔内カメラ監視の結果、発注者と協議のうえ孔底までの除去作業が不要と判断された場合は、その時点で掘り止めとする。

(5) 孔内カメラ監視

削孔作業の進捗管理および既存孔壁の損傷防止を目的として、現場管理者が常時立ち会い、削孔状況を総合的に判断するため孔内カメラによる監視を行う。

ボーリング削孔作業中、概ね 5m 毎を目安として、孔内カメラを用いて固着物の削剥状況の確認並びに掘進による孔壁の損傷の有無について確認を行い、削孔抵抗の変化、掘進音、排水状況等により異常または違和感が認められた場合には、孔内カメラによる状況確認を随時実施し、必要に応じて作業を中止のうえ、発注者へ報告し指示を受けるものとする。

(6) 基礎排水孔高圧洗浄

機械ボーリング完了後、閉塞解消により新たに洗浄が可能となった区間を対象として、高圧洗浄を実施する。

(7) 孔内カメラ調査

孔内カメラ調査は、各孔とも以下の段階で実施する。

- ① 機械ボーリングによる固着物除去前の孔内状況の撮影
- ② 機械ボーリングおよび高圧洗浄完了後の孔内状況の撮影

(8) 維持管理方策検討

- ・ ボーリングによる固着物除去および高圧洗浄実施前後の孔内カメラ調査結果を比較し、固着物除去効果について整理・評価を行う。
- ・ ボーリングによる固着物除去作業の結果を踏まえ、残る基礎排水孔を対象とした今後の除去作業における施工上の課題等を整理し、維持管理方策としての適用性について検討する。

(9) 報告書作成

ボーリングによる固着物除去、高圧洗浄、孔内カメラ調査結果を整理し、維持管理方策検討結果を含めて報告書にとりまとめること。

(10) 電子成果品作成

成果品は電子成果品とし、内容および提出方法については、徳島県電子納品要領に基づくものとする。

(11) 打合せ

本業務の打合せ協議は、業務着手時、中間時 3 回、成果納品時に各 1 回の計 5 回を予定している。

■ 4. その他の調査仕様

① 現場内小運搬（人肩運搬）

資機材の現場内運搬は、人肩運搬を基本とし、手押し台車およびエレベータの使用を想定する。

② 給水

削孔中の孔内カメラ監視に際し、水中に浮遊する掘り屑を洗い流すための給水を行う。給水頻度は、ボーリング進捗 5～6m につき 1 回を目安とし、1 回あたりの給水量は 300 リットル程度を想定する。給水に伴うポンプ運転等の必要な作業は、本業務に含むものとする。

③ 仮設・準備および後片付け

- ・エレベータ室内の汚損防止のため、必要な養生を行う。
- ・ボーリング作業中は、排水路に網等を設置し、流出する削り屑（エフロ等）を可能な限り回収するものとする。

④ 安全管理

- ・ボーリングマシンの動力は、原則として電動式とするなど、監査廊内において排気ガスが発生しない施工方法を検討するほか、風管および送風機等を用いて十分な換気を行い、作業環境の保全に十分配慮するものとする。
- ・資機材の搬入出時には堤天道路の通行止めを行い、交通誘導員の配置および案内看板の設置等、必要な交通安全対策を講じるものとする。

⑤ その他

- ・ボーリング作業中は現場管理者を常駐させ、作業状況について発注者へ適宜報告を行うものとする。異常を確認した場合は、直ちに作業を中止し、発注者の指示を受けるものとする。
- ・削孔中は、定期的に排水の pH を確認し、異常が認められた場合は削孔を中止するとともに、排水路に滞留した水について中和処理を施した後に排水するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項、または業務実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。